

議 第 5 号 議 案

貸し出し用ヒアリンググループに国の補助の拡大を求める意見書の提出に
ついて

貸し出し用ヒアリンググループに国の補助の拡大を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和2年3月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

貸し出し用ヒアリンググループに国の補助の拡大を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

貸し出し用ヒアリンググループに国の補助の拡大を求める意見書

高齢社会となるなかで、加齢による難聴により生活に支障をきたしている人が増加してきており、身体障害者とは認定されない中度・軽度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度やハード面の整備は急務の課題である。

厚生労働省は、2019年度から地域生活支援促進事業の一つとして障害者ICTサポート総合推進事業を新設し、このなかで都道府県、政令指定都市、中核市が貸し出し用ヒアリンググループを整備した場合は費用の2分の1を補助する制度を開始した。すでに実施しているところも補助の対象にするということで、千葉県船橋市では、今度の制度で国から2分の1、県から4分の1の補助がつくときく。

よって、富士見市議会は、政府に対し、すべての自治体でヒアリンググループの設置が促進されるよう、補助の対象を市町村にも拡大していただきたく要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣

安倍晋三様
加藤勝信様